

平成 30 年 11 月 7 日

株 主 各 位

株式会社 南 陽
代表取締役 武内英一郎

中間配当に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 7 日開催の取締役会におきまして、第 65 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の中間配当の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社定款の規定に基づき、平成 30 年 9 月 30 日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1 株につき 15 円
2. 効力発生日並びに支払開始日 平成 30 年 12 月 5 日（水）

※中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、来る 12 月 4 日（火）、お届けご住所宛に発送させていただきます。予定でございます。

以 上